

令和 5 年 4 月 26 日

第85回世田谷区地域保健福祉審議会

午後 6 時30分開会

会長 第85回世田谷区地域保健福祉審議会を開会する。

本日の審議会は、Z o o mと対面式を併用して開催する。

2名の委員が欠席、また2名の委員から遅参の連絡があった。

今年度初めての審議会にあたり、組織変更等の説明と資料確認を願う。

保健福祉政策部長 忙しい中、本日の出席を感謝する。Z o o mと対面式の併用で開催させていただいている。オンライン参加の方は、マイクをミュートにし、画面上の挙手で合図し、会長の指名を受けた後、マイクのミュートを解除し、発言願う。各自での会議の録音、録画は遠慮願う。また、区側出席者も一部オンラインで参加する。

4月の人事異動に伴い職員に変更があった。出席職員で異動があった者は配付した席次表に網かけをしている。組織の改編としては、保育部を子ども・若者部に統合した。その他は配付資料で確認願う。

資料の確認をする。

(資料確認、省略)

会長 議事に入る。

本日は、協議事項1件、報告案件2件である。

協議(1)世田谷区地域保健医療福祉総合計画の策定に向けた検討状況について、事務局から説明願う。

(保健福祉政策部長 資料1 世田谷区地域保健医療福祉総合計画の策定に向けた検討状況について、省略)

保健福祉政策部長 基本計画の関連で、会長から補足の発言があればお願いする。

会長 答申の世田谷区基本計画大綱を受け、区当局で基本計画を今年度中に策定する。この大綱は、基本計画策定者に向けたメッセージになっている。今、説明があったように、持続可能な未来を確保し、あらゆる世代が安心して住み続けられる世田谷を区民、事業者、専門家、行政が共につくるというメッセージを発信していることを皆さんにお伝えする。

この総合計画は、保健医療福祉分野の高齢、障害、子ども等の個別分野の計画の上位にあり、それらを横断的に貫く方向性を示す計画という位置づけになっている。今策定中であり、当審議会は総合計画をつくる場の一つと位置づけられているため、委員の方から意見、質問を賜りたい。

委員 とても大きな課題を網羅するのは大変だと思う。「誰一人取り残さない世田谷をつくろう」とあるが、取り残すのは誰で、どのような状態を取り残すというのかが分かりにくい。自分が取り残されているかどうか分かるのか。

会長 基本計画大綱の7ページの政策のところ、「子ども・若者が笑顔で過ごせる環境の整備」、「新たな学校教育と生涯を通じた学びの充実」、「多様な人が出会い、支え合い、活動できるコミュニティの醸成」、「誰もが取り残されることなく生き生きと暮らせるための支援の強化」と書かれており、その流れも踏まえて総合計画に書いていると認識している。「誰もが取り残されることなく生き生きと暮らせるための支援の強化」では、「日常生活における必要な支援に加え、生活拠点となる住まいの確保への支援も重要な課題であり、特に単身高齢者や障害者、ひとり親家庭への支援を強化する必要がある。また、深刻化する貧困問題は、実態が見えにくく、対応が難しい課題であり、ひきこもりや8050問題、ヤングケアラー、ごみ屋敷問題など、分野の狭間に陥りやすく、複合的な課題に対しても、しっかりと対応する必要がある」と書かれている。実態が見えにくく、対応が難しい課題であるため、これまで保健医療福祉施策で光が当たらなかった支援が必要な方々に対して、支援、サービス、相談等を届けていくことが誰もが取り残されることなくという点で表現されていると私は理解している。大変出過ぎた立場での説明かもしれないが、基本計画大綱の策定に従事した者として話をした。

「誰一人取り残さない世田谷をつくろう」ということを地域福祉推進の基本方針として掲げたいとの総合計画策定者のプレゼンがあったが、いかがか。

委員 10ページの誰一人取り残さないための基盤整備の包括的な支援体制の部分であるが、1段落目がこれまで取り組んできたことで、包括的な支援体制、地域包括ケアシステムを困り事を抱えた全ての区民を対象に、総合相談、個別支援、地域づくりも含めコミュニティソーシャルワークの推進をしてきたが、それでは十分に対応できないため、2段落目の地域包括ケアシステムの強化や複雑化した課題にも対応できる仕組みを示している。書き方の問題であるが、今までも全ての人を対象にしてきたが、まだ足りず、これからに向けて何が不十分だったのか、どんな課題が新たに発生してきたからバージョンアップさせる必要があるのか、今会長が述べた形で少し具体的に書くと分かりやすいと思う。

例えば6ページのこれまでの成果と課題を、取り残した課題や支援につなげられなかった区民の課題と、その課題に対応していく地区、地域レベルの仕組みに認められる課題の2つに分類し、整理して、今までやってきて行き届かなかった課題、仕組みとしてどこに

不十分さがあつたかを分けて示すことができると、今回のバージョンアップした計画の中で、何に対してどういう仕組みで対応していけばいいのかが整理されると思った。

会長 委員から資料1の6ページ、10ページについて書き方なり、アプローチの仕方についての提言をいただいた。

委員 13ページ、包括的な支援体制を地区で構築するとあるが、地域包括はうまくいっているところとっていないところがあり、3者の中でどこがリーダーシップを取ると考えているのか、区の考えを伺いたい。

保健福祉政策部長 これまでも、これからもまちづくりセンターが基本的にリーダーシップを取り、中心となってやっていく。委員がうまくいっていないと感じているまちづくりセンターは後ほど教えていただきたい。

委員 結局、これは地域包括の宣伝効果に全然なっていないため、もう少し分かるように地域包括の説明をしないといけない。もっと具体的に宣伝していかないとうまくいかないと思う。

保健福祉政策部長 関係者が分からなければ、区民の方も分からないので、きちんとやっていきたいと思っている。

委員 先の指摘とも重なるが、これまでは13ページの3者連携の家の形をした図がよく用いられ、包括的な相談支援体制を各地区で構築すると説明されていた。今回4者連携に拡大したはずだが、4者連携という説明書きが今日の資料では見つからない。福祉の相談窓口等の表現はある。何か理由があつて書いていないのなら別であるが、どのように包括的な支援や連携をしていくかの説明がないとネットワーキングがイメージしにくく、単に横につながっているだけのイメージになる。

もう1点は、区の基本方針は、子ども、若者を中心に据えており、世の中も子どもや若者に包括的な支援が必要となっている。そのあたりが4者連携になり、児童館も地域の相談体制に組み込まれるとの話であつたが、例えば教育がどのように保健医療福祉の中に関わってくるのか、これまでになかつた取組みにもなるかと思うので、そのあたりの考えがあれば何う。

ちなみに、こども家庭ソーシャルワーカーという新たな認定資格が令和6年から養成が始まることもあり、これまでスクールソーシャルワーカーは大学等で育成されていたが、常勤雇用はほとんどなく人材が定着しにくい状況が続いている。国にも働きかけてはいるが、区でも何か先進的に取り組めるといいと思った。

最後に、区と協議していた際、アウトリーチの支援の在り方、これまで申請主義で行われてきた区のサービス提供を、より積極的に地域に出向き、孤立している方の相談に乗る方法を議論していた記憶があるが、今回の図ではその辺が全部ないようで、あえてそこは強調しないのか、これから書き込んでいくのかを教えてください。

保健福祉政策部長 4者連携の図は前回の審議会の資料で示したと思うが、重要ではないから今回除いたわけではない。

教育との関係は、中身も調整中で、学校に通っている方、通っていない方がおり、どのような記載をしていくか議論をおこなっているが、なかなか進んでいない。

スクールソーシャルワーカーについては、常勤化しておらず、他の自治体と同様の状況で、人数が少ないなどの課題があると認識している。

アウトリーチに関しては、13ページの地域づくり、相談支援、参加支援は全てアウトリーチで必要なものと考えており、書き方は今後考えていきたい。

委員 具体的な課題であるが、人材の確保について、私の関係している社会的養護のところでは、24時間預かるスタイルで通常よりも多くの人手が必要だが、配置基準等から上限もあり、区独自の支援を考えてもらえるとありがたい。児童養護の場合は、8時間働いて、夜宿直をし、これは勤務ではないので、次の日また8時間働くという非常に拘束が長い宿日直になるため、人材の確保が難しい。宿日直を伴うところは手厚い支援をしないと難しい現状である。

保健福祉政策部長 例えば保育の話では、五、六年前に私が保育課長をしていた当時は、待機児が多く、国は規制緩和に動いていたが、最近やっと配置基準の見直しの話が出てきている。今、御指摘の児童養護の部分はなかなか話題になりづらいため、区としては、昨年度からマガジンハウスの「POPEYE」を媒体に使い、介護や児童養護、障害等に関心のない人たちに手に取ってもらい、認知度を高めていく活動をしている。他様々な方面からいろいろなことをし続けないと人材確保の問題は盛り上がらないと思っているが、所管部長から補足を願う。

子ども・若者部長 例えば児童養護の関係では、広域調整の部分もあるため、都と連携しながらの対応が必要になってくる。都もいろいろと考えて取り組んでいるが、今、区と都が一体となつての動きが十分ではなく、一緒に協議しながら対応を検討していくことを申し入れているところで、今後、実態等も伺いながら、都と話しながらできるところは進めていきたいと思う。

また、子ども分野でも、どの施設も人材確保が難しく、配慮が必要な子どもに対しての加配等の課題も、引き続き区としてしっかり受け止め、検討していきたいと思っている。

委員 先ほどの13ページの包括的な支援体制を地区で構築するというのは、各地区ごとに合ったものをつくるのか、区のほうで基本になることを決め、それに対して地区ごとに合った方法を取るのか。

保健福祉政策部長 両方あると思う。区としては児童館も各地区に展開し、4者連携ができるセットをきちんと整えていきたいと考えている。あんしんすこやかセンターや地区ごとの社会福祉協議会が適切に仕事ができるよう、人員配置等は区が行っていく形になる。ただ、各地区にある資源は様々で特徴があるため、地区ごとにそれぞれ資源を組み合わせ、どういう形がいいかを常に地区ごとに考えていくことになると思っている。

委員 区としてこれだけはというものは出していただけるのか。

保健福祉政策部長 質問の趣旨は、区としてこれだけは必ずやるという最低ラインのことについてであるか。

委員 そうだ。

保健福祉政策部長 その意味では、例えば児童館を全地区に配置し、4者連携の体制を整えることは区が責任を持って行う、また、4者連携のあんしんすこやかセンターや地区社会福祉協議会等の人員配置ができるような予算づけも区としてきちんとやっていきたいと考えている。

委員 資料20ページの権利擁護の推進（成年後見制度）のところで「専門職の受任ケースを区民後見人がスムーズに引き継ぎ、より幅広い受任ルートを確保し」とある。専門職は弁護士や社会福祉士だと思うが、区民後見人にスムーズに引き継いでいけるのか。

また、「法人後見の受け皿となる団体を確保する」の団体について、社協は受任団体だと思うが、他の社会福祉法人等は別の福祉サービスを運営したりしており、そのイメージが湧かなかったので、教えていただきたい。

委員 私は、他の自治体で成年後見関連に関わっているが、社会福祉協議会以外の組織における法人後見の受け皿として、元行政職の福祉関係の方や経営関係の方等が多角的な視点から権利擁護に関わる新しい形が、様々な自治体で生まれてきており、成年後見制度の利用に関しても、その方の状況や生活実態に合わせて多角的な支援が広がってきている。例えば権利侵害等には専門職が関わらなければいけないが、ある程度安定してきたら、区民後見人がむしろ大きな力になるなど、ケース・バイ・ケースでいろいろな支援が

広がってきており、世田谷もパターン化したものではなく、一人一人のニーズに沿ったものがつくられてきていると聞いている。

委員 これから細かい具体的なことを計画書に書き込んでいく中で、ぜひ取り上げていただきたいことが二点ある。

一点は、相談体制について、日本人は恩を受けるとすぐ返そうとする独特の文化、民族意識があるため、一度断られたら終わりではなく、伴走型支援で見放さずずっと付き合えるような体制、システムではなく専門職や民生委員や住民の活動の在り方や仕事の在り方、関わり方を書き込んでいただきたい。

もう一点は、15ページの生活支援の2つ目にも出ているが、地域住民等からニーズをキャッチし、住民にも支援に関わってもらい、地域福祉を進めていく上で、個人情報保護の問題がネックになっていると思う。民生委員の研修や地区社協の住民との懇談会等でも個人情報のことが課題になっている。安心してみんなが活動に取り組めるような個人情報保護法に対する考え方や指針も併せて書き込んでいただけたらと思う。各地区の4者連携の中でも、4者で個人情報の共有をする際、ネックなものが日常の連携の中であると思うので、具体的に書き込んでいくときにそういうことも取り上げていただきたい。

委員 3点意見がある。

まず、8ページのすべての人が自分らしく生きることができる環境をつくるの中に、「支援の対象は、高齢者、障害者などの属性ではなく、『生活のしづらさを抱えた人、支援を必要とする人』」とあるが、支援を必要とする人は自ら発信できるが、支援が必要なのに必要と思わない人たちがいるのではないかと思い、この文章には違和感がある。

2点目は、予防的福祉を推進について、これまでの申請主義による待ちの姿勢ではなく、事前に発見し早期支援につなげることは、どの地区のあんしんすこやかセンターも力を入れてやっていると思うが、区や他の機関が待ちの姿勢であると思うことがあるため、区全体、横断的に職員がこの姿勢を持てるのかと感じた。

3点目、18ページの相談支援の複合化した課題を今後どう解決していくかで「保健福祉センターを中心にした縦割りを越えたチームでの支援」とあるが、縦割りになってしまうことが現状の困っている課題で、今後、どうやって縦割りではないチーム支援をしていけるのか、具体的なところが知りたい。

保健福祉政策部長 自身も福祉事務所でケースワーカーをやっていたことがあり、支援を断る方や発信できない方をどう捉えていくのかは課題だと思っている。この部分の書き

方は工夫していきたい。

あんしんすこやかセンターが先頭をきってやっていただいているのはありがたい。そういった中で、多機関協働事業の中心部分を保健福祉センターに担ってもらおうと考えている。本日、保健福祉センターの保健福祉課長が出席しているため、発言を願う。

世田谷総合支所保健福祉センター保健福祉課長 保健福祉課は申請主義で、困難ケースに対応することで手いっぱいであり、予防的というのは難しいが、3者連携でチーム支援をしているので、そこで地域づくりをする中から、できるだけ予防的に、まちづくりの仕組みをつくることに助言をしながら、問題が発生する前に地域の社会資源につなぐ等の取組みにも支援している。

ただ、積極的に何か事業をやることにはまだまだ足りないところがあるので、今度の計画の中で他の課も一緒に取組みを進めていければいいと思っている。

会長 今の3点目の質問の総合支所保健福祉センターを中心に今もやっているが、縦割りは解消されていないとの点はいかがか。

世田谷総合支所保健福祉センター保健福祉課長 縦割りについては役所的には難しいところではあるが、児童相談所を設置した際も「のりしろ型支援」と言っており、それを推進していかなければいけないと思っている。役所の中の各課が協力してのりしろでやっていく。自分たちの範疇を超えて協力し対応していかなければいけないことは身にしみて分かっており、できるだけ地域包括のケア会議の中でも縦割りにならないように努力して今取り組んでいる。

委員 先ほどから3者連携の図が示されているが、地域づくりの捉え方は、いろいろなシステムが組み立てられ、住民や専門職が参加して何かできてきたもの、あるいはそれをつくっていくのが地域づくりで、3者の中の一つではなく、全体を包括する、あるいは世田谷の中にいろんな仕組みができて、縦割りがなくなり、みんながアプローチしやすい状況になる雰囲気をつくっていく感じで地域づくりという言葉を使ったように感じた。

保健福祉政策部長 指摘については理解し、基本的な概念だと思っている。この部分は、今まで福祉的な部分での活動の強化でやってきたが、それ以外からのアプローチも着目していきたいと考えている。書き方としてこれで良いか、また検討させていただければと思っている。

会長 総合計画について、大分意見をいただき、時間も費やしたので、本日の報告事項に移りたいと思う。

報告事項に進む。

報告(1)第9期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に向けた検討状況について、事務局より説明願う。

(高齢福祉課長 資料2 第9期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に向けた検討状況について説明、省略)

会長 ただいまの報告について質問等はあるか。

(なし)

会長 次に、報告(2)次期せたがやノーマライゼーションプラン 世田谷区障害施策推進計画 の策定に向けた検討状況について、事務局より説明願う。

(障害施策推進課長 資料3 次期せたがやノーマライゼーションプラン 世田谷区障害施策推進計画 の策定に向けた検討状況について説明、省略)

会長 ただいまの報告について質問等はあるか。

委員 世田谷の障害計画に関わっている立場で、世田谷の今までの蓄積を踏まえ、新しいステージに入ろうとしていることをとても感じる。今3つの視点で重点取組が挙げられ、7つ目に理解の促進、差別解消が入ってくると思うが、まだ検討、調整中のインクルーシブ教育をどう整理するか、委員も区民もとても注目していると感じる。

インクルーシブ教育については、昨年の国連の勧告以来、全国的にも大きな流れができてきている。世田谷は福祉と教育の連携ですごく良い流れをつくっている自治体で、今までの世田谷の教育の独自性をこのインクルーシブ教育に盛り込めたらと思っている。これからの課題整理をどうするかが残された大きな課題だと再確認し、ぜひまた良い検討の成果をここの場で報告できたらと思っている。

会長 委員として発言するが、資料3の3ページ、世田谷区自立支援協議会からの2次意見(主なもの)を見ると、住まいの確保、就労等の活躍の場の拡大等の要望が出ている。地域移行や就労支援は大事だと思うが、8ページを見ると、施策の体系などがきれいな良い言葉でまとめてあり、きれい過ぎて就労の支援や住まいの確保等、地域で普通に暮らすという視点がぼやけてしまう懸念を感じたので、もう少しエッジの利いた計画にしたほうがいいのではないかと。当事者の意向を踏まえるのが一番だと思うが、社会全体として障害施策のあるべき方向を踏まえ、それがはっきり出るような計画をつくってほしい。

委員 先ほどの説明の中で、計画の名称をノーマライゼーションからインクルージョンに変更するという提案が出ていたが、これは当事者の方、策定委員会の先生方が決めるこ

とではあるが、ノーマライゼーションは悪で、インクルージョンは善であるという説明が腑に落ちない。ノーマライゼーションのベクトル・ニリエの8つの原理を見ていくと社会像みたいなものがイメージできるが、インクルージョンでいいのかどうかぜひ慎重に研究いただければと思う。要望である。

会長 配付資料等について、事務局から説明はあるか。

保健福祉政策部長 配付資料提出所管からコメントをお願いする。

障害施策推進課長 「(仮称)世田谷区手話言語条例」制定に向けた勉強会の実施報告については、2月に群馬大学の金澤先生を講師に招き、手話言語条例の勉強会を行ったときの資料である。手話言語条例検討に向け、学識経験者、聴覚障害者当事者の方と検討のワーキングを行っており、その一環として勉強会を行った。資料としてはボリュームがあるが、前橋市の手話言語条例の例や、言語としての手話の歴史的な経緯等も丁寧に説明いただき、私たちの手話言語条例の施策の取組へ反映できるように検討していきたいと考えている。

子ども・若者支援課長 世田谷区子ども・子育て支援事業計画調整計画についての資料である。2ページに位置づけがあるが、今回子ども計画後期計画の令和2年から6年までの5年間の計画で、国からの指針にもあるとおり、社会情勢の変化があったときは中間年に見直しをして調整計画をつくることになっている。また、0歳から小学生までの保護者の方々に、1年前倒しで令和4年度にニーズ調査を行った。今回コロナ禍の影響が大きかった。社会情勢の大きさを勘案し、令和7年度から子ども計画第3期の後期計画につながる、中長期を目指した今後の子ども施策の考え方、グランドビジョンをのせた形で今回の計画の内容をまとめている。中身については資料のとおりである。

(世田谷保健所長 新型コロナワクチン住民接種の実施状況について説明、省略)

会長 配布資料の説明について、質問はあるか。

委員 子ども・子育て支援事業計画の43ページの 家庭養育優先としたところは、社会的養護の地域分散化、具体的にはグループホームの拡充だと思うが、今グループホームは定員5、6人から4人となっているが、片方では定員を下げるなどとも言われており、グループホームそのものを増やさなければならない現状もある。特別な手厚い支援が必要な子どもたちが生活していく器の問題で、現状はどこも6人入る部屋を確保し、平米数も高い。4人では延べ床平米数も少なくても済むと思うが、職員確保の問題もあり、具体的に区

で進めていただいたほうがいいが、先ほど部長から都と区が足並みをそろえてやるとの説明があった。区児相の設置は練馬以外はやることになっており、全ての区と都児相が足並みをそろえないと、配置等で変わらないことにもなってくるのではと心配もしている。

世田谷の子どもたち、特に支援が必要な子どもたちが生き生きと生きられるようなことを独自に考えていただきたいとの意見である。

子ども・若者部長 今東京都と協議していることを頭に入れながら先ほど述べさせていただいたが、区が設置した意義は大きいと思っており、当然区内の2児童養護施設をしっかりと見ながら、取組を支援していきたいとの考えであるので、誤解があったら申し訳ない。

会長 配付資料も含め議事は終了したが、追加の意見、気づきの点があれば事務局まで願います。

本日の議事以外で委員から発言等があるか。

(なし)

会長 次回の審議会の日程について、事務局に願います。

保健福祉政策部長 次回は7月21日金曜日に開催する。開催通知等は改めて送付する。

会長 以上で第85回世田谷区地域保健福祉審議会を閉会する。

午後8時24分閉会